

花岡事件の周辺

石 村 修

1 中国に対する戦後補償

今次の戦争（15年戦争）に関して、日本国内に「強制連行・強制労働」された中国人戦争被害者による最初の戦後補償関連訴訟であった「花岡事件裁判」が、原告中国人被害者と被告鹿島建設の間で和解するに至った（2000年11月29日）。この裁判に先立って、すでに日本鋼管と不二越との間で和解がなされていたが、今回の和解は中国人が原告であり、しかも金額の多さもあって一層に注目されたところであった。この和解の内容の法的な意味に関しては、他の論稿が予定されている関係で、本稿では専ら花岡事件の周辺を描くことに終始させて頂くことにする。

筆者がこの事件の経緯を知ったのは、専修大学法学部に作られた戦後補償研究会で報告された新見隆弁護士を通じてであった。弁護士という職域を超えて本事件に向かう同弁護士とそれを理論的に支える田中宏氏の本事件への情熱は、圧倒的な迫力をもってわれわれに十分に伝わってきて、われわれも何とか問題解決への糸口が見えないかと考えてきた次第である。その後中国を訪問し、その際に花岡事件展の開催場所であった「中国人民抗日戦争記念館」を見学し、さらに、北京日本学研究所にて「日本国の中国に対する戦後補償」と題する報告をすることができた(1)。同研究所では、概ね私の報告は中国研究者より賛同を受けたが、それは個人によって提起されている戦後補償の必要性が認識されたと同時に、中国人間の関心の高さを知ることになった。この時点では個人による補償請求の訴えは、もはや公認されたこととされていたのであり、国民レベルでも周知のこととなりつつあったことになる。

ところで中国との賠償問題の出発点は、正式には1972年9月29日の「日中共同声明」にまで遡ることになる。この声明の重要性は、日本側が謝罪の意思を表明し、それに応じて「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する」とした点であり、あらゆる被害を含めて総額約5000億ドルとも言われていた賠償金の支払いを日本国政府は免除されたことになる。この賠償放棄の政策は周恩来の発議によって政府内で検討され、その方針はすでに1964年の時点で確たるものとされており、日本との外交交渉においても示唆されてきていた。しかしそれを自国民に公表するのは72年を待たねばならなかった。中国国民の不満を抑えるためにも、周恩来は以下の要綱を作成し、徹底して説明に当たった。それは、「1、台湾の蒋介石はすでにわれわれより先に賠償の要求を放棄した。共産党の度量は、蒋介石より広くなければならない。2、日本はわれわれと国交を回復するには台湾と断交

をしなければならない。賠償問題で寛大な気持ちを示すことによって日本側を原則に歩み寄らせることに有利である。3、日本が中国に賠償金を支払うとすればこの負担は最終的に広範な日本の国民にかけられることになる。彼らは長期にわたって中国への賠償金を支払うために、ズボンのベルトを引き締めなければならない。これは日本人民と世々代々友好的になっていくというわれわれの願望と相反することになる。」(2)という内容であった。

この三項目の内、第三番目の点が強調されたようで、これの宣伝と周知徹底は長期に及んでいる。こうした政策が採用されたこと背景は、当時の中国の置かれた国際環境の複雑性、とくに先の「日華平和条約」(1952年)との関係もあったろうけれども、首脳のかえの中にあつた「中国は他国の賠償によって自国の建設を行なおうとは思っていない」(3)との態度は立派であつた。しかし、外交交渉は微妙で、声明において「賠償請求権」の文字から「権」を落とすことによって、問題を先送りにしたこともなくはなかつた。つまり最近において民間賠償を求める論者の中には、この声明を解釈して、中国は賠償の「請求」は放棄したが賠償の請求「権」は放棄していない、と言う者も出てきた。この解釈はともかくとして、自国の戦争被害者には厚く補償し、眞の被害者を冷遇してきたわが国の政策自体が批判されるようになるのは当然であつた。

90年代に至つて河北大学学生達による戦争被害の実態を再調査することがなされた。それは一人の強制連行された劉連仁氏が、敗戦後13年も経て北海道の山中で発見されたというニュースに誘発されたことにもよるものであつた(劉氏は、2000年9月には事態の推移を知ることなく亡くなつている)(4)。この劉氏が再来日したのは91年であり、日本政府に謝罪と賠償金を要求しているが、日本政府は一切無視した。91年中国全人代に、中国老齡科学中心研究院であつた童増氏が、日本との戦争被害回復(約24兆円)についての建議書を提出した(「国際法における戦争賠償と被害賠償」法制日報)。この時点で、こうした建議が出されることになつた中国国内の自由な雰囲気は推し量らなければならないであらう。この決議は採択されるには至つてはいなかつたものの、これを契機にして「中国民間対日索賠委員会」が作られている。さらに92年安徽省の全人代代表であつた王工氏が、政治協商会議に日本がもたらした戦争損害に対する賠償請求権を法に基づいて主張するように提案・申請している(5)。同氏は現行の国際法や日本の国内法をある程度調べあげた上で、これらの法を根拠にしている点が注目される。これらの動向に対して、中国政府も個人訴訟を容認する発言をするようになってきた。まず、外務省アジア局は「従軍慰安婦」について他国と同様にして、個人補償請求権を認める見解を示し、さらに、95年に至つて銭其・外相(当時)による「日中共同声明の戦争賠償の放棄は、個人の請求権の放棄まで含まない」との発言を引き出した。訴訟はこの発言に後押しされる形で、日本企業と日本国を相手にして提起されることになつた。

松尾章一氏がまとめたところを参考にさせてもらおうと、こうした訴訟提起の背景には以下の4つの理由があるとされている。それは、「① 日本国内の復古主義的潮流の台頭と軍事大国化、② 中国国内の改革・開放路線、③ 国際人権法の進展、④ 日中両国民交流の実現」(6)というものである。これに更に付け加えるならば、国内外での情報の自由化傾向が、これに拍車をかけたことは間違いないことであった。海外からの情報媒体や香港やシンガポールを経由して、確実に中国国内に情報は伝達されてきたのである。被害者にとっては、かつて抑えられた辛苦の念が想起され、羞恥心をもちながらも勇気をもって国内の各地で被害者が名乗りでたのである。これを運動として支援する④の活動は、市民・学者・弁護士・作家・政治家がそれぞれの立場から参加して、主なものとして「中国司法制度調査団、中国戦争被害法律家調査団、中国人戦争被害者の要求を支える会」等がこの訴訟を支えることになる。今から当時を想起するならば、93年の細川内閣の誕生が、訴訟を受け止める側としてあったことも当初は意味があったことになる。

確かに戦後補償関連の訴訟は、台湾の人々が先行し、次いで韓国の人々によって為されたのであり、最終局面で中国人と欧米人による訴訟が提起されており、最後に残るは未承認国北朝鮮の人々である。これらは国際法によって救済可能と判断され、これを支援する国際世論がもり上ってきた中国人による訴訟の解禁(そう理解して良であろう)は、すでに言及した95年に至ってであり、花岡事件はその先陣を切ったことになる(95年6月)。その後に提起された訴訟を類型化するとすれば、以下のようなになるであろう。① 中国国内で生じた事件に対して、日本国を被告として提起された訴訟(例えば、中国人戦争被害者(南京事件、731部隊)損害賠償請求訴訟)。② 中国人の強制連行・強制労働関連訴訟(花岡事件はここに入る)。③ 性暴力(従軍慰安婦)による被害者による訴訟。④ 日本国内で戦争被害に会い、現在中国に居住しているが故に、損害賠償をえられない被害者による訴訟(例えば、広島・長崎で被爆された人々)。これらの訴訟は、中国国内で連帯しているだけでなく、日本においてもこの訴訟を支える市民団体と弁護団があることによって成り立っており(7)、マスコミによる善意な報道もこれに寄与したと言えよう。しかし、一連の戦後補償関連訴訟の原告にとって、判決は厳しいものの連続であった。戦前と戦後を繋ぐ法的連続性はなく、原告にとって「国家無答責論や除斥期間・安全配慮義務」といった法論理の壁は余りにも大きかったと言えよう。

それでも裁判を通じてまったく意味がなかったという訳ではなかった。例えば第三次家永教科書検定訴訟の上告審判決(最高1997年8月29日)は、歴史認識の内容が裁判所を舞台にして本格的に論戦され、「朝鮮人民の反日行為、日本軍の残虐行為、731部隊、沖縄戦」の各記述のありかたをめぐっての国の指導が問題とされ、多数意見は最終的に「731部隊」についての修正意見のみを違法とした。この時点で731部隊の行為をその程度はともあれ認めたということ

になろう。また、「731部隊・南京虐殺」等についての中国人被害者による、日本国を相手取った損害賠償請求事件第一審判決（東京地99年9月22日）では、詳細に事案の概要を説明し、その中で訴訟を提起するに至った経緯に言及し、ほぼ事実として認められる事例として、「日本軍ないし日本軍所属の軍人から原告らに非人道的な加害行為」があったこと、具体的に「南京虐殺」と「731部隊」がその事例であったと認定している。ただし、こうした個人の人的被害について、他国が直接個人に対して損害賠償する例は無いし、本件においても同様であったという判決に至っている（判例タイムズ1028、92）。

ところで本件の花岡事件は、すでに東京地裁で棄却の判決を受けている（97年12月10日）が（8）、残念ながら事件のそもそもの原因となった「強制連行」の事実関係については判決では言及されることはなかった。この点は問題の本質に該当することになるので、次章で検討することにしたい。

2 強制連行の実態

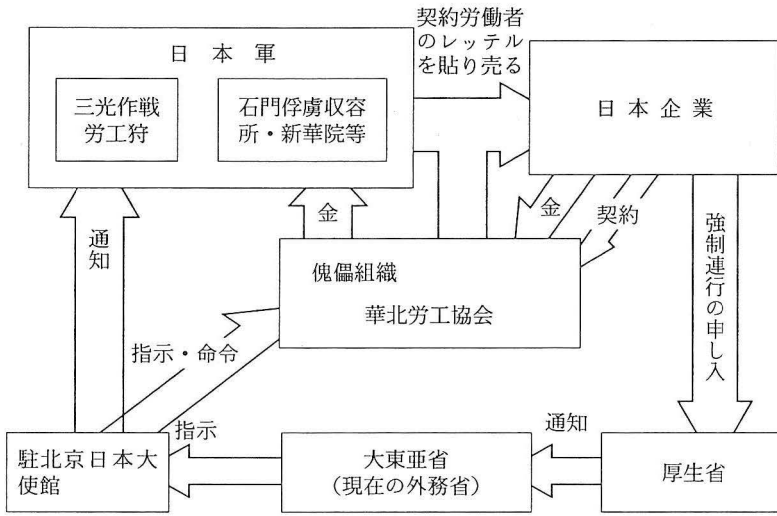
東北アジアから日本国への強制連行は、アジア・太平洋戦争の進展に伴い継続的に不足していた国内の労働力を補うために、国家政策として企図され、法的には政府による閣議決定という形式によって実行されてきた。中国大陸からの連行者の数字は、後に言及する公式記録では1943年4月から45年5月までで、38,935人とされており、内死亡者6,830人となっている（いずれにせよこの数字以上のことは間違いないので、最低の数値と理解しておく）。この数字は朝鮮からの強制連行数に比較すると少ないと思われる可能性がある。1939年から45年までに本土に連行された朝鮮人の数値は約667,000人とされ、さらに他の地域への移入も加えれば100万人を超えることにもなる（9）。1910年の「韓国併合」の結果、強制連行は朝鮮半島から先行してなされ、それでも足りない分を中国に頼ったのであり、中国人が狙われた時は、それだけその連行の形式は一方的であり、残忍性の程度を高めたことになる。つまり、朝鮮でなされてきた、「募集・官斡旋・徴用方式」をそのまま中国においても応用してきたことになり、中国人の場合は強制の程度が加算され、自由意志が介在する余地はなく、その点ですでに国際法の一部をなしていた一連の「国際人道法」に反していたことになる。

ここでまず強制連行に関わる法的経緯を辿ることにしたい。全体の法構造を決定したのは、1938年の「国家総動員法」の制定にあったことは明らかである（10）。同法4条ではその基本姿勢として、戦時ということを根拠にして、政府が勅令によって帝国臣民を徴用できることとしている。さらにこれに基づいて、臣民と団体による国家への協力（5条）と政府による労働条件に関する命令発布権（6条）等が規定されている。同年7月には「労務動員計画」が発せられている。実は同法に先立つ数ヶ月前において、満州国では「満州国国家総動員法」が出され

(2月26日)、31年以来の領有政策を実質化したことになる。泥縄式に拡大される戦場の拡散化は、国内での生産のみではとても追いつかない状況をすでに生み出しており、人的動員の優先順位からして、帝国臣民青年男子から始まって、女性・子ども、台湾と朝鮮からの植民地人となり最後に中国からという形になっていた。しかし、これはあくまでも形式的なことであって、実際に中国にあっては7・7事変(盧溝橋事件)が開始されることで、すでに37年段階で満州に中国人の華北地区からの強制移動が始まっており、実質的な強制は法的な根拠もなくなされていたと言えよう。

朝鮮併合(1910年)以来朝鮮人は外地人として法的にも特殊に扱われてきていたが、便宜的に日本国のために利用され続けてきた。39年の閣議決定(「朝鮮人労務者内地移住ニ関スル件」)により「労務動員計画」が実行され、段階を経てその性格は異にするようになった(11)。朝鮮人の連行は時代によって形式を異にし、39～41年の募集方式、42～43年の官斡旋方式、44～45年の徴用方式、という段階を概ね経てきたものであったが、いずれにしても本人の自発的な意思を介してのものではなかったことは確かである。これと平行して44年以来、朝鮮人にも徴兵制が実施されていた。

中国人に関しての徴用が遅れたのは、① 満州国のために先議的に利用されてきたこと、② 少なくとも戦争の渦中にある人々であった関係で協力が得られ難かったこと、③ その関係で彼らが反抗的であったこと、④ 言葉等で管理が難しかったこと、⑤ 輸送に困難であったこと、等が考えられる。しかし、労働力が欠乏した状態にあって、東条内閣(41年)と岸信介満州国政府事業部次長(当時)の指導の下に、42年「華人労務者内地移入ニ関スル件」(この時、岸は商工大臣であった)、44年「華人労務者内地移入ノ促進ニ関スル件」という重要決定が下された(この重要文書は東京・竹橋の公文書館になく、アメリカ・ワシントンの公文書館で見つけられた)。42年においては「試験移入」という思惑であったが、それは軍部、企業とそれを繋ぐ官僚の共同謀議が成立したことの結果であり、44年では「試験移入ノ成績概ネ良好」の報告を受けて、連行が本格化したことを知ることになる。同年、移入に関して必要な費用608万円が国庫より認められている。問題は募集(徴用)のやり方であったが、「華北勞工協会」(41年設立)という傀儡組織がその任に当たったことで、軍と企業は表層に現れなくともその効果を与えることが出来たのである。さらに、徴用の名目として犯罪者というレッテルを付けられた「特殊工人」制度を利用し、したがって金は軍部に入るものの、当然本人には一切支払われない構造があった。もちろん日本企業と中国人労務者との間に労務契約があったわけでもなかったが、形式上では「契約労働者」とされて辻褄あわせがなされていたことになる。



出典；猪八戒「中国人強制連行が積み成した問題」40頁

企業は華北劳工協会に金と希望人数を示し、軍がこれに応じて調達することになるが、実際にこれに従事した元軍人の証言によると、「うさぎ狩作戦」なるものを案出して生け捕り作戦を展開したということである。作戦は半径16キロ程の円を軍人が作り、これをじょじょに狭めていくことで、中にいた健康そうな者を捕まえるというものであった(12)。華北劳工協会は一応の基準を作り、「身体衰弱者、阿片中毒者、精神病者、14歳未満の者、著しく公安を害し又は衛生上特に危険の恐れのある者」には華工従事書を発給しなかった。日本軍に捕らえられた人々は、多くが「石門俘虜收容所」(劳工訓練所)に集められ、ここから日本国内へと輸送された。

戦後になって、中国人の強制連行実態調査というべき「華人労務者就労事情調査報告書」が外務省管理局によって作成されていた。この報告書はGHQの命によって作成されたものであり、戦犯逃れの意図をもって作られた関係で真実性に乏しいと言われていたが、強制連行の実態を記した唯一のものとされていて、すでに各地で掘り出された人骨の名を知るためにも必要な資料であった。ここでミステリーが生ずるのであるが、この資料の存在を60年安保国会で問いただされた時点で、外務省はすでに焼失してしまっていると答弁し、真相解明の手立てを示す資料はいわば「幻の資料化」してしまった。資料の発掘は思いがけない偶然となって、94年に見つかり外務大臣も同報告書を本物と認定し、中国人強制連行の事実を承認することになった。資料の存在は、まず先に紹介した新見弁護士が花岡事件の展示会を企画した関係で、中国人民抗日戦争記念館を訪れた際に、その館長から東京の華僑総会に問題の資料があることを教

えられた。この事実をNHKがスクープするに至って真相が一挙に明らかになったのである(13)。確かに外務省報告書と事業所報告書は東京華僑総会に1950年ごろあるルートを通して持ち込まれ、以後丁寧に保存されてきたもので、内容の性格からして長い間公表されずに今日までできたことになる。さらに実際に調査書作成の任に当たった東亜研究所の調査員であった専修大学名誉教授大友福夫氏も、外務省報告書と現地調査報告をもっており、いよいよ真相は明らかとなってきた。この資料発掘に熱心であった、田中宏・松沢哲成氏の編になった『中国人強制連行資料—外務省報告集全5分冊ほか—』(現代書館、1995年)が後に再版され、その全貌をわれわれも知ることができるようになった。本書の出現は歴史の恥部を隠そうとする陣営に対して、果敢に挑戦し続けた市民活動の勝利に他なかったと言えるし、中国人による戦後補償を有利に展開するための一級の資料となったのである。

3 強制労働の実態

先の外務省報告書に付けられた地図によれば、全国の35社135事業場に中国人が強制連行され、無事にその事業場に送り込まれた限りでは強制労働を余儀なくされたことになる。北海道や九州にある炭鉱や鉱山に送り込まれた事例が多いのは、最も過酷な肉體労働の現場に送り込まれたことを意味し、また最も危険な労働に従事させられ、また戦間期であった関係で労働環境も極端に悪く、その結果、多くの犠牲者を生み出すことになった。鉱山関係以外では、造船、土木建築、港湾荷役であり、これらは概ね軍事関連施設であったことからすれば、企業の背後に軍事内閣の国策が見え隠れていることは確かである。花岡鉱山に連行された中国人は、鉱山に直接関係する仕事は、日本人と朝鮮人がすでに担当した関係で、付随する土木業務を担当させられた。具体的には花岡川の水路変更工事を請け負った鹿島組によって使役させられたのである(14)。後に花岡事件と呼ばれる蜂起をなした関係もあったが、この事業所の死亡率は最大級のものであり、986名の内418名亡くなっており、隣の同和花岡では、298人の内死者11名であるから、いかに花岡鉱山では悲惨なことが生じたかを想定することができよう。

事件の現場となった花岡鉱山は秋田県東北の鉱山地帯にあり、自然環境としても過酷な地帯にあるが、大館との間に花岡鉄道も敷かれ、開発の環境は整えられていた。1885年に発見されて以来、銀、次いで硫化鉄をほそぼそと採掘し、その間、経営者が転々とし、小坂鉱業から藤田組へ経営が移った時点(1915年)で、新しい鉱脈が発見され、また第一次世界大戦とも重なって広く開発されるようになった。時は過ぎ、次の戦争期(1942年)を迎えて花岡鉱山は軍需工場に指定され、生産目標が月3万トンから5万トンとされたが、なかなか目標を達成できるものではなかった。そこで労働力を一層に求め、朝鮮人や俘虜を使用するに至った。また、乱掘の結果坑内事故は後を絶たず、その下を鉱床が走っていた花岡川の水路変更が不可欠となり、

その工事を鉱山で請負工事を担当していた鹿島組が引き受けた。緊急を要する工事であったが故に、中国人を専らここに充てることにしたのである。鹿島組が戦後記した「華人労務者就労顛末報告」では以下のようにこの経緯を記している。「…華人労務者の急ぎ移入就労をはかり、可及的速やかに工事竣工を期そうとした。そしてこの導入方針として、…内務、外務、厚生、軍需など関係各省の指示、通達事項にもとづいて慎重かつ万全を期し、統制団体である日本土木統制組合の援助と斡旋をうけ、現地供出機関である華北労工協会との契約諸項を遵守履行しようとしてつとめた」。この文書内容で花岡事件が生まれる状況はほぼ全て説明されていたと解される。

この地での労働は悲惨を極めた。その経緯は花岡事件の原告申し立てにおいて詳細に述べられ、野添賢治氏の一連の著書においても明らかにされている(15)。また、中国国内を巡回した、「花岡事件展」は猪八戒氏が収集した写真でその悲惨な様子を伝えていた。意に反する重労働と粗末な被服・食事を考えるだけで、われわれはこの被害者に同情せざるをえない。花岡事件は1945年7月1日(6月30日という説もある)の深夜に起こった。田中宏氏の記述によれば、「過酷な長時間労働、侮辱、虐待のなかで多くの仲間が次々と生命を失い、忍耐も限度をこえ、同じ殺されるならと、民族の尊厳をかけて一斉蜂起し、監督4人及び中国人1人を殺害し(ほかに負傷2人)、山中に逃亡したのが『花岡事件』である。蜂起は失敗に終わり、全員が拘束され、うち耿諄(ゴン・チュン)大隊長以下12名は殺人罪で起訴された。秋田地裁は9月11日、無期懲役及び有期刑(10年から2年)の実刑判決を下し、大隊長らは秋田刑務所に収監された」(16)。つまり、収監された13人の内で11人が起訴され、1人が無期懲役他は10年以下の懲役に処せられた。

花岡蜂起だけで実に約100人の犠牲者を生み、死体は穴に埋められた(戦後になって掘り出され中国に返還され、現在は天津の抗日殉難烈士記念館に保管されている)。これだけの犠牲者を生み出しながら、花岡事件における裁判は、敗戦後の裁判としては異例の形で裁かれたと言えよう。つまりポツダム宣言受諾後のこの時期に、なぜ敗戦国が勝利国の国民を裁く裁判がなされたかという疑問が出て来るのである。判決を受けた者は、後に中野刑務所に移されて、当然のことながら釈放されることとなる。他方で、GHQの指導の下に花岡事件の軍事裁判が開始された。1946年3月の時点で鹿島組社長の鹿島守之助は総司令部検事局に召還されるが、自身は罪を免れている。代わりに同組の下級管理者が裁判に掛けられた。耿氏等は立場を一転して証人としてこの裁判には登場している。48年3月10日第8軍戦争犯罪法廷(横浜裁判)で鹿島組現場責任者らの有罪が確定した。その内容は補導員ら3名が絞首刑、1名が終身刑、警察関係者が禁固20年という重罰であったが、実際に刑は執行されず、53年前後に全員が仮出所しており、その後の経緯は不明とされている。

強制連行者にはもちろん金銭の支払いは当時はなく、依頼を受けた鹿島組がその金銭をすべて着用したことになる。かてて加えて、戦後は損失補償の名目で金銭を政府から受け取っており、その総額は4,045,016円にも上ったがこの時点でも中国人に対しては1銭も支払っていなかった。

その後花岡事件の真意を明らかにし、その被害者の存在を把握し、鹿島建設に対して罪を認めさせ、損害を求める運動を展開したのは、すでに言及したように両国の市民運動であり、弁護士、マスコミの力であったと思われる。現在被害者達は、「花岡受難者連誼会」に結集されている。戦後補償の問題は、対象者が高齢であることもあり、時間の問題でもあり、早急な総合的な解決が望まれている(17)。その意味で、「和解」に至った経緯を十分に尊重すると同時に、他の戦後補償関係の問題が、最終的には政治的な解決（立法による解決）に至る活動を一層に期待しなければならないだろう。純粹に法的な論点については続く他の論稿を参照していただくことにする。

★ 本稿は、専修大学社会科学研究所研究助成「東北アジアの法と政治」の研究成果の一部である。

- (1) 石村 修「日本国の中国に対する戦後補償」専修大学社会科学研究所月報 430号27頁以下。
- (2) 朱 建栄「中国はなぜ賠償を放棄したか」外交フォーラム92年10月、38頁。外交の裏側を本稿で読むことができよう。
- (3) 64年訪日中の趙安博・中日友好協会秘書長の談話がこの内容である。朝日新聞1964年2月21日朝刊。なお、個人的に86年に中国を訪問した時に同氏より話を伺ったことがある。参照、石村「趙安博氏の話」専修大学法学研究所所報2号。
- (4) その遺族が提起した強制連行をめぐる裁判の第一審判決において、東京地裁は2001年7月12日、「国の責任は免れない」として賠償を命じている。事件の特殊性を指摘し、「日本政府が救済義務を怠った不作為の違法を理由」として損害賠償請求権を認めたものである。今後の推移が一層に注目される場所である（日本政府は23日に判決を不服として控訴した）。
- (5) 王工「全国人民代表大会、政治協商会議に日本がもたらした1931年～1945年の損害に対する賠償の請求の権利を法に基づいて主張するよう提案・申請する」、資料集「花岡鉦泥の底から」第二集、52頁以下。
- (6) 松尾章一編『中国人戦争被害者と戦後補償』岩波ブックレット466、10～14頁。
- (7) これらのネット・ワークとして、「戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会（弁連協）」や

- 「日本の戦争責任資料センター」が参考になる。
- (8) 新美 隆「花岡事件裁判について」季刊戦争責任研究20号、2頁以下。
 - (9) 姜 在彦「在日朝鮮人の形成史と現在」、大阪人権歴史資料館編『朝鮮侵略と強制連行』（解放出版社、1992年）72頁。古庄正編『強制連行の企業責任』（創史社、1993年）。
 - (10) 『資料 日本現代史10 日中戦争期の国民動員①』（大月書店、1984）。
 - (11) 注(8)の71頁。
 - (12) 小島隆男「加害証言 私が行った中国人連行」戦争犠牲者を心に刻む南京集会編『中国人強制連行』（東方出版、1995年）48頁以下、他に、猪八戒「中国人強制連行が積み残した課題」も参照した。
 - (13) NHK取材班編『幻の外務省報告書－中国人強制連行の記録－』（日本放送出版協会、1994）。
 - (14) 野添憲治『花岡事件を追う』（御茶の水書房、1996）を参照した。
 - (15) 野添『聞き書き花岡事件』同編『花岡ものがたり』『花岡事件を見た20人の証言』（すべて御茶の水書房）等。
 - (16) 田中宏解説、田中・松沢編『中国人強制連行』795頁。
 - (17) 私の戦後補償に対する見解は、以下のところで明らかにしてある。「戦争犯罪と戦後補償」憲法問題10（1999）、「戦後補償の実現に向けて」（山内敏弘編『日米新ガイドラインと周辺事態法』法律文化社、1999）。